

令和元年8月30日

令和2年度の財政投融资計画要求書

(機関名：株式会社日本政策金融公庫（特定事業等促進円滑化業務）)

1. 令和2年度の財政投融资計画要求額

(単位：億円、%)

区 分	令和2年度 要 求 額	令和元年度 計 画 額	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	600	1,400	△800	△ 57.1
(2)産業投資	—	—	—	—
うち 出 資	—	—	—	—
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	600	1,400	△800	△ 57.1

2. 財政投融资計画残高

(単位：億円、%)

区 分	令和2年度末 残高(見込)	令和元年度末 残高(見込)	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	2,216	1,730	487	28.1
(2)産業投資	—	—	—	—
うち 出 資	—	—	—	—
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	2,216	1,730	487	28.1

### 3. 事業計画及び資金計画

#### 事業計画

(単位：億円)

区 分	令和2年度 要 求 額	令和元年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額	600	1,400	△800
(内訳) 指定金融機関への貸付	600	1,400	△800

#### 資金計画

(単位：億円)

区 分	令和2年度 要 求 額	令和元年度 計 画 額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額	600	1,400	△800
(財源) 財政投融资	600	1,400	△800
財政融資	600	1,400	△800
産業投資	—	—	—
政府保証	—	—	—
自己資金等	—	—	—
一般会計補助金	1	1	△0
貸付回収金	113	117	△4
借入金償還	△113	△117	4
その他	△1	△1	0

## 財政投融资を要求するに当たっての基本的考え方

(機関名：株式会社日本政策金融公庫（特定事業等促進円滑化業務）)

### <官民の役割分担・リスク分担>

1. 政策目的の実現に必要な範囲内で、金融・資本市場に関与するに際し、官民の適切な役割分担がなされているか。

#### 【特定事業促進円滑化業務（22年8月16日開始）】

「エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（以下「低炭素投資促進法」という。）」の成立により、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）は、エネルギーの利用の制約の緩和に資する製品を開発し、又は製造する事業のうち、我が国産業活動の発達及び改善に特に資するもの（以下「特定事業」という。）を事業者が実施するために必要な資金を、銀行その他の政令で定める金融機関（以下「指定金融機関」という。）が貸し付ける場合において、指定金融機関に対し、当該資金の貸付けに必要な資金の貸付けを行うこととされた。

これは、特定事業が「民間金融機関だけでは十分な資金調達を行うことが困難である大規模かつ中長期の安定的資金を要する事業」（エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する基本方針）であり、資金供給の円滑化による支援措置が必要であることが背景にある。

#### 【事業再編促進円滑化業務（26年1月20日開始）】

「産業競争力強化法」の成立により、公庫は、グローバル市場における激しい競争に対応するため、国内外での供給体制の構築と国内事業活動の確保による産業競争力の強化を目的として、事業再編又は特別事業再編を事業者が実施するために必要な資金を、銀行その他の政令で定める金融機関（以下「指定金融機関」という。）が貸し付ける場合において、指定金融機関に対し、当該資金の貸付けに必要な資金の貸付けを行うこととされた。

これは、「事業者が戦略的な事業再編を行う際、民間金融機関だけでは十分な資金供給を行うことが困難」（事業再編の実施に関する指針）であり、資金供給の円滑化による支援措置が必要であることが背景にある。

したがって、特定事業促進円滑化業務及び事業再編促進円滑化業務とも、低炭素社会の実現や産業の新陳代謝という中長期的な政策目的の実現のため、民間金融機関だけでは十分な資金供給を行うことが困難である低利・長期の資金を補完的に供給することにより、「民間では担えないリスクの負担」をするものであり、官民の適切な役割分担はなされている。

2. 官民が適切にリスク分担し、民間企業のモラルハザードを防止しつつ、適度な支援を行っているか。

前1. のとおり、当業務では、低炭素社会の実現や産業の新陳代謝といった特に政策性の高い分野において、民間金融機関だけでは十分な資金供給を行うことが困難である低利・長期の資金を、公庫が指定金融機関に対して補完的に供給することで、民間では担えないリスクを分担している。

<対象事業の重点化・効率化>

3. 「民間にできることは民間に委ねる」という民業補完性を確保する観点から、対象事業の重点化や効率化をどのように図っているか。

該当なし

<財投計画の運用状況等の反映>

4. 財投編成におけるPDCAサイクルを強化する観点から、財投計画の運用状況を財政投融资の要求内容にどのように反映しているか。

30年度については、財政投融资計画700億円に対して、実績はなかった。

特定事業促進円滑化業務は、新たな設備投資への資金需要につながらず、また、事業再編促進円滑化業務は、事業再編を行う企業に対する税制優遇の支援措置が講じられている中、認定計画の件数は着実に積み上がっており、具体的な資金需要の相談も出てきてはいたが、案件組成までには至らなかったことから、700億円の運用残となった。

令和2年度については、具体的に見込まれる資金需要を勘案し、事業者への円滑な資金供給に支障をきたすことがないよう、600億円（全額財政融資資金）を要求している。

（参考：過去3カ年の財政投融资の運用残額）

	28年度	29年度	30年度
運用残額	989億円	495億円	700億円
運用残率	98.9%	98.9%	100.0%

<その他>

5. 上記以外の特記事項

該当なし

（注）「運用残率」は、改定後現額（改定後計画＋前年度繰越）に対する運用残額の割合（％）。

## 成長戦略等に盛り込まれた事項について

(機関名：株式会社日本政策金融公庫（特定事業等促進円滑化業務）)

「経済財政運営と改革の基本方針2019」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」に盛り込まれた事項に関する要求内容

### ① 要求内容

公庫が行う特定事業等促進円滑化業務は、エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業者や、産業競争力の強化に資する事業再編を行う事業者への資金供給の円滑化を図るものである。

### ② 記載箇所

・「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」に基づき、最終到達点としての「脱炭素社会」を掲げ、それを野心的に今世紀後半のできるだけ早期に実現することを目指すとともに、2050年までの温室効果ガス80%削減に大胆に取り組み、世界全体の取組と非連続なイノベーションが不可欠であることを踏まえてビジネス主導の環境と成長の好循環を実現していく。

(経済財政運営と改革の基本方針2019)

・自社株対価のM&Aの促進のため、改正産業競争力強化法(2018年7月施行)で創設された税制・会社法に関する特例措置の利用を促すとともに、下記の会社法改正案や海外の制度整備の状況等も踏まえ、その活用を促すための更なる制度的対応について検討を行う。

(成長戦略フォローアップ)

・我が国の強みである技術力をいかして新しいビジネスを生み出し、環境性能の高い技術・製品等の国際展開を促進し、我が国が世界をリードしていき、世界の排出削減に最大限貢献していく

(令和元年度革新的事業活動に関する実行計画)

## 財政投融资の要求に伴う政策評価（基本的事項）

（機関名：株式会社日本政策金融公庫（特定事業等促進円滑化業務））

### 1. 政策的必要性

#### （1）事業概要

特定事業促進円滑化業務及び事業再編促進円滑化業務は、銀行その他の政令で定める金融機関（指定金融機関）に対して長期の資金供給を行うことを目的とする。

#### （2）施策のメニュー

（ツーステップ・ローン）

財政融資資金の借入れにより調達した資金を指定金融機関に対し貸付けするものである。

#### （3）規模の必要性

事業者の資金需要を見据えた円滑な資金供給に、支障をきたすことのないよう、令和2年度の事業規模については、600億円を要求している。

### 2. 民業補完性

#### 【特定事業促進円滑化業務】

特定事業促進円滑化業務は、事業者が特定事業を実施する際に必要となる長期資金について、民間金融機関だけでは十分な資金供給が困難であることを踏まえ、低炭素投資促進法により、公庫の新たな業務として、指定金融機関を通じて長期資金を供給することが認められたものである。

#### 【事業再編促進円滑化業務】

事業再編促進円滑化業務は、事業者が事業再編等を実施する際に必要となる長期資金について、民間金融機関だけでは十分な資金供給が困難であることを踏まえ、産業競争力強化法により、公庫の新たな業務として、指定金融機関を通じて長期資金を供給することが認められたものである。

したがって、特定事業促進円滑化業務及び事業再編促進円滑化業務とも、民間金融機関だけでは十分な資金供給が困難な長期資金を、公庫が指定金融機関に対して補完的に供給するものであり、「民間では担えないリスクの負担」をするものとして、民業補完性は認められる。

### 3. 有効性

指定金融機関に長期の資金を供給することによって、指定金融機関は円滑な資金供給を行うことが可能となる。

#### 4. その他

##### (1) 資金調達手段の適正性

当該政策目的を円滑に遂行し、かつ政策金融改革の趣旨等を踏まえて、資金調達手段は安定的かつ低コストなものとする必要があり、財政融資が必要である。

##### (2) 財務の健全性への影響（財政投融資資金の償還確実性）

指定金融機関には、必要な資金を供給する特定事業促進業務又は事業再編促進業務を適正かつ確実に実施することが求められる。両業務は特に政策上の措置を受けて行う業務であることから、指定金融機関によって長期にわたり適切かつ安定的な資金管理等が行われるよう指定基準が定められている。

また、指定金融機関の信用リスクについては、低炭素投資促進法及び産業競争力強化法において、主務大臣は指定金融機関に対する検査・監督権限を有していることから、その適切な行使によって指定金融機関の健全性をチェックすることができるため、償還確実性は担保されている。

## 30年度決算に対する評価

(機関名：株式会社日本政策金融公庫（特定事業等促進円滑化業務）)

### 1. 決算についての総合的な評価

#### ○損益計算書の状況

指定金融機関への貸付実績はなかった。資金運用収益（貸出金利息）は254百万円となり、政府補給金収入等を加え経常収益は330百万円となった。

一方で、資金調達費用（借用金利息）は254百万円となり、営業経費86百万円を加え経常費用は341百万円となった。

この結果、経常損失及び当期純損失は10百万円となった。

#### ○貸借対照表の状況

指定金融機関に対する貸出金44,703百万円が資産の大部分を占め、相応の資金を借用金により調達した。

純資産は、当期純損失10百万円を計上したことにより、201百万円となった。

### 2. 決算の状況

#### (1) 資産・負債・資本の状況

○ 資産	45,108	百万円
○ 負債	44,906	百万円
○ 純資産	201	百万円

#### (2) 費用・収益の状況

○ 費用	341	百万円
○ 収益	330	百万円